ＳＭＦ（Saitama Muse Forum）会則

（会の名称）

第１条　会の名称は Saitama Muse Forum（サイタマ ミューズ フォーラム）とし、ＳＭＦ（エスエムエフ）と略称する。

（会の目的と活動）

第２条　ＳＭＦは既成のジャンルにとらわれない自由な視点からさまざまなアートプログラムを企画し、アートをめぐって多くの人がつながっていくためのプラットフォームである。

２．ＳＭＦはさまざまな生き方をしてきた人が集い、触発し合いながら、まだ見たことも聴いたことも経験したこともないようなモノゴトを創りだすこと、これまで見えなかったモノゴトが見えるようになること、これまでとモノゴトが違って見えるようになり、生きることが豊かになることを目指して活動する。

３．ＳＭＦは埼玉県内各地のミュージアムをキーステーションとし、美術、建築、音楽、文学、ダンス、パフォーマンス、地域活動など、さまざまな領域のメンバーで活動し、そのための事業を企画立案し開催する。

（事務局の設置）

第３条　SMF は事業の運営にかかわる事務業務を遂行するために事務局を設置する。

（代表と役員）

第４条　役員として代表１名、副代表１乃至３名、会計、監事各１名を設け、第９条に定める運営委員の中から互選により選出する。

（会員）

第５条　ＳＭＦの趣意に賛同し、所定の会費を納めたものをＳＭＦ会員（以下会員）とする。

2.　会員には正会員、サポート会員、フレンド会員の種別を設ける。

3.　正会員はＳＭＦの運営に携わり、企画立案に関与することができる。

4.　サポート会員は、ＳＭＦの趣意に賛同し、その実現を援助する団体もしくは法人で、企画の情報と成果を享受することができる。

5.　フレンド会員は、ＳＭＦの趣意に興味を持つ会員で、企画の情報と成果を享受することができる。

6.　ＳＭＦからの退会は、本人の意思に基づいて、いつでも自由に認められることとする。なお、以下の場合は自動的に退会とする。

６－１．会員の死亡および団体・法人の解散があった場合。

６－２．会費を 2 年以上滞納し、催促しても会費の納入がない場合。

（会費）

第６条　会員の年会費を以下の通り定める。

正会員は 10,000 円、サポート会員は１口 30,000 円、フレンド会員は 3,000 円。

（ボランティア登録）

第７条　ＳＭＦの活動および事業に協力するボランティアを募り、その登録を行い、登録されたボランティアには必要な情報を提供する。

（会の運営とフォーラム）

第８条　正会員で構成し、定期的に開催するＳＭＦの運営会議をフォーラムと呼ぶ。

２．フォーラムではＳＭＦの運営、事業の企画立案、開催などを協議し決議する。

３．フォーラムの招集、遂行、決議に関わる事項は必要に応じ別に定めるものとする。

（運営委員）

第９条　フォーラムにおける承認を得て、正会員の中から運営委員を選出する。運営委員はＳＭＦの運営を執行する。その任期は２年とするが、フォーラムにおける承認により再任も認められる。

（委員会）

第 10 条　ＳＭＦの活動および事業の執行をはかるために、運営委員により構成される、総務委員会、企画委員会、広報委員会を設け、運営委員はいずれかの委員会に所属する。

２．必要に応じ、１項以外の委員会を設置し、また廃止することができる。

３．各委員会の運営に関わる事項は、必要に応じ別に定めるものとする。

（寄附、助成などの受託）

第 11 条　ＳＭＦの活動および事業の執行をはかるために、フォーラムにおける承認を得て、寄附や助成を受けることができる。

（活動・事業年度）

第 12 条　活動ならびに事業年度は、４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（会則の変更）

第 13 条　この会則は、フォーラムにおける議決により変更することができる。

（附則）

１．この会則は平成 25 年４月１日から実施する。

２．平成 29 年３月 12 日、第４条一部改定

３．平成 30 年７月８日、第５条一部改定

４．平和５年５月 12 日、第３条一部改定